

2020年度 北星学園大学後援会 事業計画 (案)

1. 2020年度 会員数見込

| | |
|-------|-------------------------|
| 在学生父母 | 4, 094名 (休学と兄弟姉妹等減免を除く) |
| 同窓生 | 6名 |
| <hr/> | |
| | 4, 100名 |

2. 事業計画(案)

(1) 教育・研究条件整備補助事業 (会則第4条第1号)

- ① 図書の充実のため「後援会文庫」 **減額**
- ② 事務効率化のための事務用機器の購入費 **補助なし**
- ③ 教育用機器充実のための機器購入費 **補助なし**

※上記①～③の減額分は (5) ⑪学生への通信環境整備等支援金補助に充てる

(2) 教育研究活動補助事業 (会則第4条第2号)

- ① 教育・研究活動の充実のための**補助なし** (「北星ビジネス通信」に係る費用)

※ (5) ⑪学生への通信環境整備等支援金補助に充てる

- ② 教員の学術出版に対する補助

(3) 学術講演会・学会補助事業 (会則第4条第3号)

- ① 全国学会 (含む北海道大会) の学内開催における**補助なし**
新型コロナウイルス感染拡大予防のため学内開催は原則として不可
- ② 北星学園大学英語教員研究協議会 (卒業生の中学・高校教員と本学教員) の活動に対する**補助なし**
新型コロナウイルス感染拡大予防のため今年度は中止
- ③ 北星教職ネットワーク (特別支援学校を中心とした現役教員として活躍する卒業生のネットワーク) **補助なし**

※上記①～③の減額分は (5) ⑪学生への通信環境整備等支援金補助に充てる

- ④ 心コミ学科主催: 北星・心コミラウンドテーブルに対する補助
- ⑤ 福祉心理学科主催: 北星心理学フォーラムに対する補助

(4) 地区別懇談会事業 (会則第4条第4号)

- ① 札幌地区～全学部 (文学部、経済学部、社会福祉学部、短期大学部) 合同で開催 (年に2回)
新型コロナウイルス感染拡大予防のため **7月は中止**、10～11月に2回開催
- ② 北海道内主要都市 (函館、苫小牧、北見、旭川、帯広、釧路) での開催
新型コロナウイルス感染拡大予防のため **地方開催中止**

※上記①②の代替として、全会員に地区別父母懇談会冊子資料を送付する。

※上記①②の減額分は (5) ⑪学生への通信環境整備等支援金補助に充てる

(5) 学生各種活動補助事業 (会則第4条第5号)

- ① 課外活動の充実のための備品購入
新型コロナウイルス拡大により活動制限があり **減額**
- ② 大学祭に係る援助
- ③ 全国大会出場者への補助 (個人及び団体に対して旅費交通費等の一部補助)
新型コロナウイルス拡大により活動制限があり **減額**
- ④ サークル活動活性化に係る費用補助 (前年度使用分の学外施設利用料)
 - ⑤ 課外活動広告補助 (大会等のプログラム広告掲出料)
 - ⑥ 就職活動の充実のための補助

- ・ コンピテンシー診断年間運用費補助
 - ・ キャリア・デザイン・プログラム（CDP）講座講師料
 - ・ SPI試験料補助
 - ・ 学内企業説明会業務委託
- ⑦ 国際交流活動の充実のための補助（教育の国際化援助、国際交流事業全般）
新型コロナウイルス拡大により派遣留学、受入留学とも縮小のため**減額**
- ⑧ 奨学事業補助（成績優秀者学業奨励金補助）
- ⑨ 資格取得のための北星オープンユニバーシティ講座受講料補助（受講料の2割）
新型コロナウイルス感染拡大予防のため、講座数縮小のため**減額**
- ⑩ 学生ボランティア（震災被災地への派遣、国際ボランティア派遣等）
前年度までの残額があり減額、国際ボランティアは新型コロナウイルス拡大により中止
※上記①③⑦⑨⑩の減額分は（5）⑪学生への通信環境整備等支援金補助に充てる

⑪ **【新規】「学生への通信環境整備等支援金」補助**

※通信環境整備等支援金の給付について

新型コロナウイルス感染拡大により、2020年度前期が原則遠隔授業となったため、学生が自宅で受講できるよう、パソコンやインターネット環境等の整備支援として、大学学部及び短期大学部に在学する学生全員を対象に**1人当たり一律 50,000円を大学から給付**する。
(2020年度1年間休学する者は除く)

⑫ **【新規】「学び」のための学生プロジェクト助成制度支援補助**

※「学び」のための学生プロジェクト助成制度

本学学習サポートセンターによる公募型助成制度。サークル活動やゼミ活動ではない小グループによる課題達成型プロジェクトや、主体的な学びを推し進めるための研修会等について、活動費や旅費、参加費などを補助する。

(6) **広報活動事業**（会則第4条第6号）

- ① 「後援会だより」年3回発行（「北星学園報」を会員に同封し学園情報の提供を行う）
新型コロナウイルス拡大により後援会行事等中止のため発行回数減（8月発行取りやめ）
- ② 「会員台帳（名簿）」及び「後援会活動報告書」の作成

(7) **その他の事業**（会則第4条第7号）

- ① 新入生への援助（USBメモリー・マグボトル・トートバッグの提供）
- ② 卒業生への援助（卒業祝賀会開催、卒業証書ホルダー、卒業記念品贈呈等）
- ③ 文化事業援助（大学主催の文化講演会、各種コンサート開催等の謝礼）
新型コロナウイルス感染拡大予防のためコンサート・講演会は中止
（5）⑪学生への通信環境整備等支援金補助に充てる

3. **事業基金繰り入れ**

全体の事業計画及び予算の執行状況を勘案し、本年度は繰り入れを行わない

4. **事業基金積立金の取り崩し**

本年度は取り崩しを行わない。

5. **新型コロナウイルス拡大による特別予算措置**

新型コロナウイルス拡大により後援会事業を縮小するため、予算の一部を学生に還元する

- (1) 卒業生（4年次）に対し、一人5000円相当の商品券を卒業時に贈呈する。
- (2) 1～3年次に対し、次年度の後援会費を一人当たり5,000円減額して徴収する。